

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香芝市公平委員会 委員長 浅越 保

香芝市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成3年公平委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会事務局の項中「課長及び室長」を「課長、館長及び室長」に改め、同表公平委員会事務局の項中「公平委員会事務局」を「公平委員会」に改める。

別表第2 収集センターの項、市民図書館の項及び青少年センターの項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。